

「平成26年8月20日の豪雨災害」の被災者に対する生活上の支援について(広島市・広島県)

「平成26年8月20日の豪雨災害」により被害を受けられた皆様にご心からお見舞い申し上げます。
この災害による被害について、広島市及び広島県では次のような生活上の支援を行います。
申し込み、ご相談については、下記の各区区政調整課又は窓口課・所管課等にお問い合わせください。

【お問合せ先】

地域	問合せ先	連絡先(電話番号)
安佐南区	安佐南区区政調整課	082-831-4925
安佐北区	安佐北区区政調整課	082-819-3903

【支援策一覧】

(注) ○の表示がある支援策は、安佐南区・安佐北区以外の区役所等においても受け付けます。その窓口一覧は5ページ以降に掲載しています。

区分	内容	窓口課・所管課等
り災証明書に関すること	り災(火災以外)証明書の交付	
	り災(火災以外)証明書の交付手数料の免除 り災(火災以外)証明書(災害により、被害を受けた事実及び被害の程度を証明する書類)の交付手数料を免除します。	安佐南区地域起こし推進課(831-4926) 安佐北区地域起こし推進課(819-3905)
	り災(火災)証明書の交付	
	り災(火災)証明書の交付手数料の免除 り災(火災)証明書(火災により、建物などが被害を受けた事実を証明する書類)の交付手数料を免除します。	安佐南消防署警防課(877-4101) 安佐北消防署警防課(814-4795)
見舞金の支給などに関すること	○災害弔慰金 ・生計を維持されていた方の遺族 500万円 ・その他の方の遺族 250万円	安佐南区生活課(831-4939) 安佐北区生活課(819-0575)
	○災害見舞金 ・重度の障害を受けた生計維持者の方 250万円 ・重度の障害を受けたその他の方 125万円 ・住家の全壊・流失世帯 30万円 ・住家の大規模半壊世帯 20万円 ・住家の半壊世帯 10万円 ・住家の床上浸水 5万円など	
	※○広島県災害見舞金 ・住家の全壊世帯 30万円 ・住家の半壊世帯 10万円	
融資に関すること	生活福祉資金貸付制度 低所得世帯、障害者世帯、65歳以上の高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)の方に対する次の経費への貸付金 <福祉費> ・災害援護資金の貸付対象とならない災害を受けたことにより臨時に必要な経費 貸付限度額 150万円 ・住宅の増改築、補修等に必要な経費 貸付限度額 250万円	安佐南区社会福祉協議会(831-5011) 安佐北区社会福祉協議会(814-0811)

区 分		内 容	窓口課・所管課等
住まいに関すること	相談窓口	被災住宅及び建築物の復旧等に関する建築相談	安佐南区建築課(831-4952) 安佐北区建築課(819-3938) (都市整備局建築指導課 第二指導係(504-2288))
生活再建に関すること	相談	被災者生活再建相談 弁護士や建築士、税理士などの対応が必要な相談について、専門家を派遣し個別に相談できる機会を設けます。	都市整備局都市整備調整課 復興まちづくり係(504-2666)
ごみ等の処分に 関すること	ごみ等の処理	被災ごみの処理	安佐南環境事業所(848-3320) 安佐北環境事業所(814-7884)
	し尿の処理	ごみステーションの管理用具の貸与 し尿処理手数料の減免	環境局業務第二課(504-2222)
衛生相談に関すること		家屋の消毒方法に関する衛生相談	健康福祉局健康推進課保健予防係 (504-2622)
税金・納付金の減免・ 免除等に関すること	税金	○市税証明等の交付手数料の免除	北部市税事務所(安佐南区役所内) 管理係(831-4932) 佐東出張所(877-1311) 祇園出張所(874-3311) 沼田出張所(848-1111) 安佐北税務室(安佐北区役所内) (819-3913) 白木出張所(828-1211) 高陽出張所(842-1121) 安佐出張所(835-1111)
	道路占用	道路占用料の免除	安佐南区維持管理課(831-4957) 安佐北区維持管理課(819-3941) (道路交通局道路管理課 (504-2151))
	その他	○証明手数料の免除(住民票の写し等)	安佐南区市民課(831-4928) 佐東出張所(877-1311) 祇園出張所(874-3311) 沼田出張所(848-1111) 安佐北区市民課(819-3907) 白木出張所(828-1211) 高陽出張所(842-1121) 安佐出張所(835-1111) (企画総務局総務課区政係 (504-2112))
		○傷病者搬送証明書の交付手数料の免除	消防局救急課(546-3461)
償還条件の緩和 に関すること		障害者住宅整備資金貸付金の返済猶予	安佐南区福祉課(831-4946) 安佐北区福祉課(819-0608) (健康福祉局障害福祉課 (504-2147))
		市立病院の診療費等の後納又は分納	広島市民病院(212-3227) 安佐市民病院(815-5211) 舟入市民病院(232-6195) リハビリテーション病院(848-8001) 自立訓練施設(849-2868) 安芸市民病院(827-0121) (健康福祉局医療政策課 市立病院係(504-2668))
その他の生活救済 に関すること		難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器 買替えのための助成要件の緩和	安佐南区福祉課(831-4946) 安佐北区福祉課(819-0608) (健康福祉局障害福祉課 (504-2147))

区 分	内 容	窓口課・所管課等
健康管理に関すること	健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ・成人の健康相談 安佐南区地域支えあい課(831-4942) 安佐北区地域支えあい課(819-0586) 健康福祉局健康推進課(504-2290) ・こどもの健康相談 安佐南区地域支えあい課(831-4944) 安佐北区地域支えあい課(819-0616) こども未来局こども・家庭支援課 (504-2623)
	メンタルヘルス相談	健康福祉局精神保健福祉センター相談課(245-7731) 健康福祉局精神保健福祉課(504-2228)
ボランティアに関する こと	ボランティア活動に関する各種相談や調整	安佐南区社会福祉協議会 (082-831-5011) 安佐北区社会福祉協議会 (082-814-0811)
その他の相談等に関する こと	※各種相談窓口の案内(県民相談)	県生活センター(223-8811)

※の表示がある支援策は広島県等が実施